

第5期島根県竹島問題研究会委員

藤井 賢二

東北アジア歴史財団の動き

ふじい・けんじ 島根県竹島
問題研究顧問。論考の多くを島
根県のWeb竹島問題研究所で
読むことができる。



韓国政府設立のシンクタンク東北アジア歴史財団のウェブサイトによれば、10月25日に同財団独島研究所はシンポジウム「太政官指令と独島研究の新しい地平」を開催した。

同月22日付案内文には、「竹島（島根県隱岐の島町、韓国名・独島）問題をめぐる論争で「日本が提起してきた独島領有権の主張の中で、日本に不利な資料で恥部として隠蔽してきた太政官指令について、最近日本に有利な資料として解釈しようとする傾向に関連した問題点を検討する」とある。

「太政官指令」とは、1877（明治10）年に明治政府の太政官が「竹島外一島」は日本とは関係ないと島根県に伝えた文書で、韓国は「竹島外一島」は鬱陵島（ウルンド）と今の竹島のことだと主張してきた。私たちは、資料精査と新資料発掘によって「竹島外一島」は今の竹島とは関係ないことを立証し、それを一年日本国際問題研究所と島根県から発表した。案内文の「最近日本に有利な資料として解釈しようとする傾向」とは私たちの発信を指している。

日本は「太政官指令」を「恥部として隠蔽してきた」というが、そうではない。私たちは「太政官指令」を慎重に検討してきただけである。

10月29日付で東北アジア歴史財団ウェブサイトにシンポジウムの簡単なまとめ記事が載せられた。「韓日学界の太政官指令の解説論議と争点を紹介」した報告と「日本学界の太政官指令の評価をおとしめる論理を法理的に検討し、法律文書解釈の重要性を強調した」報告が行われたとあるが、私たちの発信にどう反論しているのか不明である。シンポジウムについてのいくつかのネット報道記事でもわからない。刊行されるはずの論文が待たれる。

シンポジウムでは「解放以後の1947年及び96年時点に展開された独島領有権関連の大韓民主主張形成過程に対する竹島問題研究会の第5期中間報告書に書いた論文への反応である。私は、竹島領有権がないことを韓国政府が認めた資料があること、根拠がないため日本の資料や日本人の言説が根拠に述べた。まとめ記事では「独島領有権関連の大韓民国の主張の形成過程を批判的に分析した」とあるが、これでは私の主張をなぞつたことになる。

なお、まとめ記事には、シンポジウムでは「独島教育の方向と韓国史教科書で独島関連内容の改善方案を議論した」とある。教育については、私は今年6月に島根県のウェブサイトに「韓国「社会科教育課程」における竹島問題の記述について」を発表した。その論考で、2022年改訂の「社会科教育課程」（日本の学習指導要領にある）の高校「韓国地理探求」では、「独島と東海（日本海のこと）地名を含む領土教育の目標は、我が領域に対する正確な理解と國土愛の涵養であり、学習の結果が周辺国に対する嫌惡、あるいは漠然とした反日、反中感情に帰結しないようにする」と配慮されていたことを取り上げ、これは尹錫悦（シムギョク）政権の合理的な日本への姿勢の表れかもしれない」と述べた。「非常戒厳」にはじまる、尹政権に打撃をもたらした今回の韓国の事態が今後の「独島教育」に与える影響も注視される。

東北アジア歴史財団が島根県という地方レベルの発信にシンポジウムを開催して反応したことに注目したい。20年前の「竹島の日」条例制定以後の日本の研究深化と発信強化は確実に韓国を揺さぶっている。